

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 2月22日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降任、免職又は休職の手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年（<u>非常勤職員（法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）</u>）にあつては、1年）を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(<u>四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置</u>)</p> <p>2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>

27年四條畷市条例第96号)、職員の分限に関する条例(昭和41年太子町条例第14号)及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和31年千早赤阪村条例第9号)の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。	
---	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。